看板の設置には許可申請が必要です

「伊豆の国市屋外広告物条例」をもとに、屋外広告 物の表示・設置の許可や指導などを行っています。

園都市計画課 ☎ 055-948-2909

屋外広告物(看板)の 許可申請は、なぜ必要?

屋外広告物は、街並みの景観を構成する重 要な要素であるため、周辺と調和しているか を確認し、秩序ある美しい街並みを形成する ために、許可制としています。また、強風や 老朽化による落下・倒壊事故防止のために、 管理状態を確認する目的もあります。

既に自分のお店の看板があるけど、 今から申請が必要?

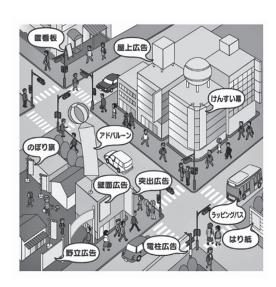
現在は無許可の状態になっていますので、直 ちに申請が必要です。許可基準に適合していな い場合は、改修案を申請していただきます。

申請の相談はどこにすればいいの?

都市計画課へ、ご相談ください。広告物の 形態や規模によっては、別途、他の法令によ る手続きが必要となる場合があります。

自分の敷地に自分のお店(自社)の 看板を出すのにも申請が必要?

自分のお店の事業敷地内に表示・設置する 看板でも、文字や色によって景観に影響を与 えるので、申請が必要です。ただし、敷地内 にある全ての看板の合計表示面積によって は、申請が不要な場合もあります。



▲屋外広告物の一例

市民憲章

審市

会の委員募集

企画課

※応募用紙は企画課で配布します。 **募集方法**/応募用紙に必要事項を記入の **選考方法**/提出された応募書類などにより **心募期間**/6月19日(月)まで 年齢18歳以上の HPからもダウンロー 画課へ持参、郵送、 外国籍の人は、 公務員でない人 国および地方公共団体 日本語が理解できる人

-ルで提出

議会が答申するまでの間
変員任期/委嘱の日から市長の諮問に対 平日の日中に開催される会議に出席できる人 市内に住民登録をしている人 の議員または常勤

民憲章審議会の委員を募集し び提案などを広く求めるため、 市民憲章の制定に当たり、 市民の意見およ 伊豆の 国市市

森林整備について

市では、森林環境譲与税を活用し、戸沢地区の手入れが 行き届いていない森林でモデル的に間伐を実施しました。

ு 農林課 ☎ 055-948-1460

間伐とは?

森林の成長に応じて樹木の一部を伐採し、日光が当たるよう密度を 調整する作業です。光が地表に届くことで草木の成長が促され、水源 涵養や土砂災害防止などの森林の持つ多面的機能が発揮されます。

戸沢地区の森林整備

今回の森林整備では、針葉樹と広葉樹が入り混じる「針広混交林」 を目指しました。日が当たらず下草が育たない針葉樹の林内に光が当 たると、下草や広葉樹が発生します。自然の力で多様な樹木が育ち、 さまざまな根系が広がることで、土壌や風当たりなどの要素が分散し た災害に強い森林となります。







間伐材の活用

森林整備で発生した間伐材は、板材に加工し、大工を養 成・訓練する伊豆高等職業訓練校に寄贈しました。授業は もちろん、訓練校が主催する木工教室などで活用します。



森林などの立木を伐採する場合は 届け出をしましょう

所有している森林などの立木を伐採する場合は、事前に「伐採及 び伐採後の造林の届出」が必要です。これは、無秩序な伐採により 森林の大切な機能が失われないようにするためです。伐採予定箇所 が届出の対象地か不明の場合は、農林課に問い合わせください。

- ●いつ提出するのか 伐採をする90日から30日前までです。
- ●誰が提出するのか 森林所有者や立木を買い受けた人などです。
- ●枝払いにも必要? 枝払いや枯れ木の処理には不要です。

●太陽光などの開発をしたい場合は?

土地の形質変更を行う場合も届出が必要 です。内容や規模によって申請方法が異な りますので事前にご相談ください。

9 2023.6.1 **Zunokuni** 2023.6.1 **Izunokuni** 8